

令和元年台風 19 号等による災害に関する  
要 請 書  
【令和元年 1 1 月】

福 島 県 町 村 会  
会 長 小 椋 敏 一

# 令和元年台風 19 号等による災害に関する要請

当県においては、令和元年 10 月 12 日から 13 日にかけて特別警戒が発せられた大型台風 19 号によりこれまで経験したことのない記録的な大雨に見舞われ、多くの河川で氾濫や決壊による大規模浸水被害や土砂災害が発生し、多くの尊い人命が失われるとともに、広範囲にわたって住宅床上・床下浸水被害や家屋の倒壊・損壊、さらに道路、河川、水道等のライフラインや農林水産業施設や工場、商店などに深刻な被害を受け、住民生活や経済活動に深刻な影響が生じた。

また、近年、大規模地震や豪雨災害が頻発しており、全国的な防災・減災対策及び地震等災害対策の強化が強く求められている。

については、台風 19 号をはじめ災害からの住民生活や経済活動の速やかな回復が図られるよう、次の事項の実現について強く要請いたします。

## I. 台風 19 号等による災害からの復旧・復興について

1. 被災者が安全・安心な生活を取り戻すため、被災者生活支援制度をはじめとする各種支援制度に対し十分な財政措置を講じるとともに、適用範囲等で地域間に格差が生じることのないよう弾力的な運用を行うこと。
2. 被災者生活再建支援法による支援金については、住宅を解体しない限り対象とならないことから、半壊以下の世帯に対しても何らかの支援が得られるよう対象範囲の拡大を図ること。
3. 被災地の早期復旧を図るため、国等による被災自治体への支援職員等への派遣措置を行うこと。
4. 災害復旧事業に早期に着手できるよう、公共土木施設、農業用施設等の災害査定を迅速かつ柔軟に対応するとともに、十分な財政措置を講じること。  
なお、災害復旧事業については、再び災害が発生しないよう改良復旧を積極的に推進すること。
5. 農林水産業及び商工業について、被災により経営に支障を来した生産者及び事業者に対し、事業の回復に向けて金融支援をはじめとする必要な経営支援策を講じること。

観光業に風評被害防止のため、国内外に向けた正確な情報発信を行うとともに、必要な観光支援策を講じること。

6. 被災自治体が実施する災害等廃棄物処理事業について、最終処分場の確保や広域処理体制の整備等を図るとともに、処理費用に対する国の予算を確保すること。
7. 被災自治体において生じる応急対策や被災者の救護、復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、被災自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による必要かつ十分な財政支援策を講じること。

## II. 災害対策の強化について

1. 「災害対策基本法」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。  
また、頻発化する豪雨、大型台風等の風水害や火山災害等、広域化・激甚化する自然災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。
2. 新たな国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）及び計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策については、事業を着実に実施できるよう、安定的十分な財源を確保すること。  
特に、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。  
また、同緊急対策については、頻発、激甚化する災害に対応するため、恒久化と拡充を図ること。
3. 全国的な防災・減災事業緊急防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化を図ること。  
また、津波浸水のみならず河川氾濫や土砂災害警戒区域内にある消防庁舎等の災害対策の拠点となる施設の移転を起債対象とする等、対象事業の拡充等を図ること。